

保健福祉子ども委員会記録(No.21)

1 日 時 令和8年1月8日(木)
午後 1時18分 開会
午後 3時09分 休憩
午後 3時25分 再開
午後 3時54分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(8人)

副委員長	森本由美	委員	中村義雄
委員	西田一	委員	松岡裕一郎
委員	中村じゅん子	委員	伊藤淳一
委員	柳井誠	委員	小宮良彦

4 欠席委員(2人)

委員長	金子秀一	委員	小松みさ子
-----	------	----	-------

5 出席説明員

保健福祉局長	武藤朋美	総務部長	正代憲幸
計画調整担当課長	溝口誠	長寿推進部長	東郷幸代
介護保険課長	齋藤涉	介護サービス担当課長	日高里恵
健康医療部長	小野祐一	地域医療課長	末松剛
子ども家庭局長	小林亮介	子育て支援部長	緒方克也
子育て支援課長	田爪康隆		外関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	廣門実知江	書記	岩瀬美咲
---------	-------	----	------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第68号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第70号 介護事業所の維持、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第65号 社会的養護経験者の自立支援強化(市営住宅活用と就労支援枠の拡充)について	継続審査とすることを決定した。

8 会議の経過

(令和7年12月22日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

(陳情第68号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第70号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○副委員長(森本由美君) 開会いたします。

本日は、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第68号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。地域医療課長。

○地域医療課長 それでは、御説明いたします。

2008年に国際移植学会及び国際腎臓学会が発出いたしました臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言におきましては、人の臓器の取引や臓器摘出のための人身売買は犯罪とすべき、それから、各国政府は、自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止するための方策を実行すべきといった国際原則が掲げられているところでございます。

このような中、我が国におきましては、臓器摘出のための人身売買などが関係した、いわゆる不適切な海外渡航移植に係る具体的な環境整備などは行われていない現状でございます。このイスタンブール宣言におきましては、各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきとされているところでございますが、海外渡航移植を全面的に禁止するといった国際ルールは現時点ではない状況でございます。

国が令和5年度に実施いたしました実態調査によりますと、国内の医療機関に通院している移植を受けた患者3万1,684人のうち、海外渡航移植者は543人、つまり国内における全移植者の約1.7%が海外渡航移植者であるといった状況でございます。

こうした海外渡航移植に至る背景といたしましては、国際的な数字を比較しますと、人口100万人当たりの臓器提供者数が日本は1.2人となっております。アメリカの40分の1、韓国の8分の1にすぎず、極めて臓器提供者数が少ないということも背景にあるのではないかとされているところであります。

そのため、国におきましては普及啓発といたしまして、毎年10月の臓器移植普及推進月間の取組であったり、意思表示カードや運転免許証での意思表示を促す取組、それから、小学生向けのパンフレットなど教育の場における普及啓発、こういった臓器移植への理解を深める様々な取組を行っているといった状況でございます。

また、本市におきましても、公共施設での意思表示カードつきリーフレットの配布、それから、ホームページでの情報発信に加えまして、今年度は初めて臓器移植普及啓発月間の10月におきまして、小倉城をシンボルカラーのグリーンにライトアップする、こういった啓発を行ったところでございます。

陳情の臓器移植に関わる不正の取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等につきましては、国が国会の場において海外渡航移植者の実態調査、それから、課題等を分析した上で、実効性のある対策を検討するといった答弁を行っているところでございます。

本市といたしましては、今後も国の検討状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する意見や執行部への質問をお願いします。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。質問、意見はありませんか。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 分かったら教えてください。陳情書にある海外の法律の制定とか法改正という例でイスラエル、スペイン、イタリア、台湾、カナダ、ベルギー、英国、豪州とありますけど、具体的にどういうことをこの中で規定しているのか、例えば海外での移植を禁止するとか、ルールとか、何を制限しているのかというのがちょっと分かれば教えてください。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 海外の法整備の内容、状況でございます。国によっていろいろ温度差と申しますか、厳しいところ、例えばガイドラインで渡航はすべきではないと、そういった禁止をするところであったりとか、もしくは国内で自給自足に努めるべきだとか、そういった海外渡航移植について、イスタンブール宣言を受けて国内においてガイドラインや規制の強化、温度差はあるんですけども、そういった一歩でも進めた環境整備というのをやっているところがございます。ただ、必ず海外移植はやらない、できない、認めないと厳しくしている

ところはないと聞いているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） この陳情書の数字で言うと、希望している人が1万6,500人で年間100人の人しかできないということは、ほとんどできないということですから、海外も含めて移植したいという気持ちは重々分かるんですよね。じゃあ、もしこの陳情での意見書を上げてくれというときに、私たちは絶対駄目ですよというのはなかなか言いづらい状況もあって、じゃあ法整備の中で何を禁止すべきなのか。その辺のちょっと具体的なイメージが私の中で湧かなくて、その海外の例の中でそういうものの知見があればもう少し教えていただきたいなと思いますけど。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 この件につきましては、国の方向性というか検討、そこは電話等で聞いたところでございます。国としても、じゃあこれ海外渡航移植というのを完全に禁止してできないとすぐになった場合には、実際海外に頼らざるを得ないという患者がなかなかできなくなるというところなんです。

一方で、やはりこの問題の背景といたしましては、国内における臓器移植がなかなか進んでいないと。つまり、まずはドナー、要は臓器の提供者の数が絶対数足りていないというところ、それから、今度はドナーがいたとしても臓器を摘出する、提供する医療機関であったりとか、もしくは臓器移植を実施する医療機関、こういったところの体制がなかなか整わない。例えば臓器移植する場合には摘出する医療機関において脳死判定というところを2回もしないといけない、そのために専属のいろんな知見であったりスキルとか必要である、こういった医師のただでさえ非常に厳しい状況の中で、なかなか臓器移植ができていないといった状況でございます。

したがって、国の方向性としていたしましては、不適切な海外渡航移植、以前令和5年度にベラルーシで金銭が絡んで不適切に渡航移植を進めたNPO法人が臓器移植法のあっせん許可をしていないという罪で犯罪になっているというふうな状況でございます。こういった規制はこれからも強めながらも、まずは国内の臓器移植、ここら辺をしっかりと広げていくということにさらに注力していきたいと、そういった方向性を聞いているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 国内の方向性はもちろん分かるんですけども、お話があったように急に増えるわけではないので、海外の手術を考えたときに、例えば理念的なことを法律で示すなら全然簡単な話で、ここに陳情書で書いていることを理念的に言うんだったら別に簡単なことで、そんなに問題ないと思うんだけど、具体的に何か拘束力があるというか、それを本当に制限できるような法律というかルールを決めるのに何なのかなというのが私の中でちょっとイメージ

がつかないので、何か海外の例の中でそれが具体的に何なのか、ここに書いているのを防ぐために何なのかというのが分かれば教えていただきたいという質問なんですけど。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 海外でまずはなかなかやはり規制、臓器移植法というのは国内における臓器移植に関する法律というところもありまして、海外の部分は実はこの法律の中でなかなか取り締まれないという現状があります。今回の話は海外の渡航移植の不適切な部分を何かできないかという視点でございます。したがって、厚生労働省もどう定めていくか、どう法律にしていくなかというところは非常に悩ましいというところで、今検討していると聞いているところでございますが、その中の法律ではないガイドラインの中で不適切なあっせん機関とか、そこら辺はしっかり取り締まるような強化を今後進めていこうというふうにやっていると聞いています。

また、今回の陳情者が求めている法整備だけではなく、国民が巻き込まれることのないようにという市民への、国民への啓発、こういったこともしっかりと国に対して訴えていきたい、そういったところで国が何ができないかというところは検討していると聞いているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） はい、結構です。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） すみません。単純なことではない、すごく非常に難しい問題だと思っております。全国で多分運動されていらっしゃるんだろうと思いますけども、この意見書が論議され、また、論議状況とか市で分かる範囲で構いません。意見書が通ったという件数とか、もし分かるのであれば、ちょっと全国的な論議の方向とか意見書が他都市、政令市、一般市、町等で通っている、その状況が分かれば少しだけ教えて、分かる範囲で構いません。よろしくお願いします。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 全部を徹底的に調べたわけではないんですが、横浜市が昨年この陳情を受けて意見書決議をした、採択をしたと聞いているところでございます。令和6年度から何回か意見書、陳情が出てきていて、令和6年度は継続審議と聞いているんですけども、令和7年度に出てきたときには採択したと、横浜市はですね、聞いておるところでございます。

○副委員長（森本由美君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。政令市で横浜市等も採択されたということで、先ほども申し上げたように、非常に簡単に言える部分が悩ましいというか、難しい部分で、国の動向も見ながらというところもあるのかなと私は思っております。今後、もっと私自身も勉強して、人権侵害というのは本当によろしくないことだと思っておりますので、そういったこと

も加味して私自身も研究していきたいと思っております。意見として言わせていただきます。ありがとうございました。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 2点ほど質問したいと思うんですけども、渡航移植の状況ということで543人、大体1.7%と言われたのかな、今の日本の状況、これ海外はどうなんですかね。例えばアメリカとかイギリスとか、そういうところの海外移植というのはどういうふうな状況なんだろうかというのが1点と、もう一つは、知らないうちに犯罪に巻き込まれる、こういったことを防ぐための陳情だということで、そういう現象ということなんですけども、知らないうちに犯罪に巻き込まれるという、こういう体は国内でどれぐらい起こっているのか、それが増加傾向にあるのかという、そういう状況をちょっとお知らせ願いたいと思います。以上2点です。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 日本が海外に行つてというのが543人、例えばじゃあアメリカの人がほかの国に行つてと、そういった数字ということですよ。すみません。ちょっとそこは正確な、調べましたけども統計も出ていないという状況でございます。しかしながら、このイスタンブール宣言が出て、基本的には国内での自給自足というような大きな方向性が示されているところですので、各国においても基本的には自分のところというような方向性にかじを切っているとは聞いておまして、例えば日本が海外にということについても、例えばアメリカに行つたときも、やはりアメリカも自国内じゃなくて何で日本なのかというところで、受入れ側も結構厳しくなつてきていると聞いておりますので、数としては自分のところの国じゃなくて海外にということの件数は減つてきていると考えられます。

それからもう一つが、犯罪に巻き込まれ、要は不適切な海外渡航移植でということなんですけども、今回海外渡航移植というのが543人ですけども、その中で新聞報道によりますと、25人が要はNPO法人が絡んでいる案件と報道されているところでございます。ただ、この25件が全てこういった不適切な海外渡航移植で絡んだNPOというわけではなくて、可能性としてその中にはあるかもしれませんけれども、実態としてこういった不適切な海外渡航移植に絡んだ数値というのはオープンにはなっていないですし、今回ベラルーシでの事件が初めて実刑判決を受けたという情報でございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ということは、個々においてそういう犯罪に巻き込まれたケースというのは掌握できていないというか、あるかもしれないけども、今のところあまり掌握できていないという理解でいいんですかね。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 報道によってこういった犯罪ということで裁判、判決を受けた事例としては今回ベラルーシの案件ですけども、実はそのNPO法人の方というのは、過去20年間にこうい

った不適切な患者に対して海外で提供していたというふうな報道もされておりますので、過去のくらいかというところはちょっと分からない部分はあるんですけども、こういったことがあっているからこそ、こういった陳情も出てきているのかなと考えているところでございます。以上です。

○副委員長（森本由美君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）分かりました。あと一つ、費用というのは大体どれぐらいかかるんですか、この海外渡航移植というのは。

○副委員長（森本由美君）地域医療課長。

○地域医療課長 例えば、よく報道であっております、お子様が心臓移植で海外でしか見つからないと、アメリカで渡航移植を受けるというケースがこれまでもあったと思うんですけども、その移植にかかる費用よりも一番大きいのはやっぱり渡航、飛行機とか渡航のための費用が相当大きくかかります。例えば、飛行機をチャーターしないといけないというところで、昔は1億円、2億円、今は何か4億円、5億円という数字も聞いているところでございます。したがって、一概に言えないと思うんですけども、小児の場合の心臓移植はそういった費用がかかるというふうなことは聞いたことがあります。

また、今回ベラルーシの案件で捕まったところは、要はNPO法人に数千万円その費用を、渡航費用というわけじゃなくて、3,000万円、4,000万円というお金を払ったとは聞いているところでございます。以上です。

○副委員長（森本由美君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）よく分かりました。ありがとうございます。

○副委員長（森本由美君）ほかにございませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君）これはイスタンブール宣言とか、それから、それを受けた学会の共同声明を読んでも詳しく書いていないので、数だけ令和5年の実績、3万6,000人というのが課長から答弁があって、そのうち543人が移植したということなんですけども、この内訳としては大部分は腎臓に当たるんですかね。臓器の種類が大まかに分かれば。

○副委員長（森本由美君）地域医療課長。

○地域医療課長 543名の内訳でございまして。生体ドナーもそのうち42名、大部分がもちろん死体のドナーではあるんですけども、死体ドナー416名のうち腎臓が131名、肝臓が135名、心臓が148名、こういった臓器の内訳になっているところでございます。

一般的に例えば国内で移植を待っている1万6,000人という数字の9割が大体腎臓移植でございまして。今回の543の内訳で言うと今の数字でございまして。以上でございまして。

○副委員長（森本由美君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）大体状況は分かりました。ありがとうございました。

○副委員長（森本由美君）ほかにございませんか。西田委員。

○委員（西田一君） 先ほど説明にもありましたし、添付の資料にも横浜市会の令和7年9月25日の意見書が載っておりますので、読んでみますと、特に何か違和感を感じるような箇所がないんですね。基本的に国がやるべきことなんで、別に一言一句変えずに、このままこの意見書を採択すればいいのかなと思うんですが。そこで、お尋ねしますが、そもそも市内の臓器移植を希望している方の情報であったりとか人数であったりとか、まずそこ。それと、市内で臓器移植を実際にやっている医療機関がどれぐらいあるのか、具体的に把握しているのか。それと、市内にドナー希望者、ドナーもケース・バイ・ケースなんでしょうけど、腎臓だけはいいよとか、ドナー希望者、3つ市として把握していますか。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 まず、移植を希望している方の市内の数字でございます。実は、この部分は国もオープンにはしていないという状況でございます。ただ、参考としてお答えできるのは、約1万6,000のうち1万4,000近くが腎臓です。腎臓につきましては実はオープンになっております。その数値を申し上げますと、1万4,000のうち九州は1,580人、そのうち福岡県が602人という数字が出ています。したがって、北九州市内の数字というのはオープンにはなっておりませんので、1万4,000のうちの600人が福岡県在住の方というふうな感じで参考までに数字をお答えしたいと思います。

それから、要は医療機関につきまして、まず、臓器移植の場合は臓器を摘出する、臓器を提供する医療機関というのがあります。それから、今度は実施する医療機関、大きく2つあります。臓器を提供する医療機関というのは、基本的にはガイドラインに例えば大学病院であったりとか、脳神経学会の認定指導医がいるとか、そういった要件が定められているところで、これを単純にカウントすると全国で900施設あり、ただ、そのうちの実際提供できるような体制であったり整えているところは、大体その半分と聞いています。

じゃあ、市内でどこができるかということにつきましては、実はオープンにはなっていないんですけれども、例えば産業医大病院であったりとか八幡済生会病院も公表しているところは情報を得ているところでございます。

それから、今度は移植を実施する側の医療機関につきまして、これも実は公表されていないんですけれども、病院によっては公表しているところもありまして、大きく大学病院、例えば心臓だったら九大病院とか、すい臓であったら福大病院とか、こういった施設が実施する施設と、市内におきましては腎臓について小倉記念病院が実施できるという形で公表されていると、そういった状況でございます。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） ありがとうございます。いずれにしても、市が関与するのは基本的でないのかなと思いますし、ポイントは海外と移植希望者を取り持つというか、仲介する団体であったり、その後の受入先がまともかどうかということところで、これも国の話だと思いますので、こ

これは僕の意見ですけど、横浜市会がこういうふうに見解書を出していますので、そんなにうちの議会、委員会で見論する、調査研究することもできないのかなと思いますので、私はこの見解書に倣って見解書を早々に出すべきだと申し上げて、終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにありませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 小宮です。お願いします。シンプルに1つお尋ねします。本市における海外へ渡航されて移植して、本市に戻られた方は何名ぐらいいらっしゃるか、把握されていますでしょうか。

○副委員長（森本由美君） 地域医療課長。

○地域医療課長 これも実は分かっていないところでございます。先ほどの日本全体で543名という数字も実は国が臓器移植を実施する医療機関等に調査票を送って、その中で数字がようやく出てきたと、実態調査を行って出た数字でございます。したがって、その中で調査をひもとけば市内の数字は分かるかもしれませんが、そこは公表されておられませんので、我々もちょっとそこら辺は把握できていない状況でございます。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） ひもといて末端まで考えると、明らかに内服薬が変わったり、帰ってきて市内で間違いなく受診されますので、そしたら、透析されよった方は明らかに透析がなくなったとか、分かってくるとは思いますが、公表されていないのであれば、これはもう個人情報でもありますし、見守っていくというか、遠目で観察していくのがいいかと思ひます。これ本当に委員の皆さんおっしゃるとおり、非常にデリケートなことでもありますし、倫理的な分野も多くあります。ちょっと西田委員がおっしゃったんですけど、読む限りは、何の一言一句本当に変えなくてもそのまま提出できるとは思ひます。

ただ、1つ思うのが、海外で臓器移植をする場合、金額がどれぐらいかかるかというのが本当に未知数でありまして、法整備を、法整備というか、調整して整備することによって、その金額が明確もしくはおおよその金額が出てくるのであれば非常によいことだとは思ひます。ただ、海外の医療、僕、いいところはいい、中国で移植することを決断して、言葉は悪いんですけど、命をいただきに行くような感じなんですけど、中国の医療体制がどこまでいいのか、もしくはほかの海外での移植がいいのか、その辺はちょっと僕はいまだにやっぱり日本の医療は素晴らしいという感覚で、海外から今でも日本の、市内であれば小倉記念病院とか心臓カテーテルに、10割負担額でどどん心臓カテーテルしに高いお金を出して来ている方もいらっしゃいますので、見解書を出すのはいいかもしれないんですけど、十分に議論はそんなには要らないとは思ひんですけど、慎重にしたいところではあります。以上です。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情第70号、介護事業所の維持、介護従事者の処遇改善を求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。介護保険課長。

○介護保険課長 それでは、御説明いたします。

介護事業所が提供する介護サービスの対価は、公定価格である介護報酬により支払われております。そして、この介護報酬は原則3年ごとに見直しが行われるため、経済状況の変化への迅速な対応が難しい側面があり、介護報酬に左右される介護従事者の賃金もその影響を受けております。国においては、平成21年度以降賃金改善のための処遇改善加算による措置や補助を行うなど、累次の取組を講じてきましたが、依然として物価や賃金上昇の影響を受けており、引き続き介護事業所等の経営改善や従業員の処遇改善につながる施策が求められております。

こうした状況を受け、令和7年11月に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策では、令和8年度に臨時の報酬改定を行うほか、その改定までのつなぎとして緊急的な賃上げ、職場環境改善の支援が実施されることとなったところであります。このたびの対策では、介護職員の処遇改善をさらに進めるほか、これまで対象になっていなかった訪問看護や訪問リハビリテーション、また、いわゆるケアマネ事業所、居宅介護支援事業所といった介護職員以外の職種についても新たに対象とすることとなっております。

北九州市では、昨年度から介護事業所に対し処遇改善加算の取得に向けたセミナー開催や個別相談窓口を設置するほか、国の臨時交付金を活用した物価高騰対策を実施してきたところであります。また、全国市長会などを通じ、物価高騰への対応、適切な介護報酬の設定、介護職員の処遇改善に向けた財政支援の強化などを国に要望してまいりました。

介護事業所への財政支援については、介護事業所は介護報酬により安定的に運営されることが基本であることから、北九州市としては独自の財政支援は考えていないところでありますが、新たに国が実施する対策について、市内の介護事業所の皆様へ適切に情報提供を行い、支援が円滑に行き渡るよう努めていきたいと考えております。

介護事業所、介護従事者の実態調査については、国において各サービス施設、事業所の経営状況を把握し、次期、令和9年からの介護保険制度の改正及び介護報酬改定のための基礎資料等として活用するため、令和7年度と令和8年度に調査を実施することになっております。

北九州市においては市内事業所の実態について、これまでも事業者団体や職能団体との意見交換等を通じて把握し、提出書類の削減など事業所の負担軽減に取り組んできたところです。今後も介護サービスが持続的、安定的に提供されるよう、引き続き市として現場の声を丁寧に把握しながら、事業所の負担軽減に取り組むとともに、国に対して適切な報酬設定や人材確保策の充実など、要望を行っていききたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 4点お伺いしたいと思います。

まず、陳情で、倒産とか小規模事業所のとうたが加速している等々、そして全国の件数がありました。2024年、近年ですね、2025年の北九州市における介護事業所の倒産、廃業、休業件数やその傾向、また、経営状況について分かる範囲で見解をお教えてください。それが1点目。

2点目、北九州市における介護職員の全産業平均と賃金格差についてお教えてください。

3点目としましては、関連なんですけれども、介護職員には処遇改善があるものの、介護支援専門員、ケアマネジャーには支援がないということで、国の動向で今回様々そういった介護支援員にも処遇改善が認められるようになったということで先ほど説明がありましたけれども、その中で介護支援専門員、ケアマネジャーへの介護処遇改善手当について、北九州市の現状の認識と、先ほど国の動向も教えていただきましたけれども、もっと詳しい状況が分かれば教えてください。

4点目、少し先ほどの答弁の中で現状の声を重視してということで、国が調査をやるから、市としては今までやってきている、現状の声を重視している、ヒアリングしている、意見交換している等の答弁でしたけれども、その現場の声というのを私は12月23日、ちょっと少し長くなるんですけども、申し伝えたいと思います。小倉北区にあるグループホームに、今日欠席しておりますが、金子委員長と小松委員の3人で現状視察にお伺いしました。現状をお聞きすると、近年の物価高騰で、提供している食事のお米も高く買えない、一円でも安いお米を探して購入しているとか、介護従事者がぎりぎりのところで運営していて、その事業者が一人でも辞めると現場は回らない、従業員不足で若松から自転車まで若戸渡船を使って小倉北区のグループホームとか介護事業所に通勤してきて、何かの理由で止まってしまうと、もう現場が回らなくて、経営者とか事務員が総出で現場に入っている、そういう状況にあるとのことでした。

陳情にあるように、同じように介護現場の厳しさ、また、処遇の改善というのが切実なところで言われておりましたので、一応7点だけお伝えしたいと思います。最低賃金を早急に上げていただきたい、他業種に比べて低賃金、経営不振、後継者不足、人材不足で廃業を余儀なくされている事業所も出ている、介護報酬の引上げを早急にお願ひしたい、派遣会社での人材補充は高額、派遣会社でやると、人件費が物すごく高くなって、事業所負担が大きく、さらに、運営負担を招いている現状に対して、人材確保に対して北九州市として事業者への人材の支援を望むというようなことであつたりとか、先ほど申した介護支援専門員、ケアマネジャーの処遇改善を早くしてほしいといったことであつたりとか、介護職員の処遇加算の計画書、これにも本当に事務量が物すごくかかって、経費に対する報酬が全くなくて、それが負担増になっている、処遇改善加算にも含めるなど、これは国の考えですけども、対策をお願ひしたい。また、6点目、介護現場の実態を把握して運営支援策をお願ひしたい、また、事務量軽減に努めてき

た国も市もこういった事務量負担軽減にさらに努めていただきたいというようなことでありました。陳情にありますように、そこでも経営者が言われていたのは、私がもうかるためじゃない、職員が少しでも処遇が上がっていくことが本当に励みになると、北九州モデルとして処遇改善をぜひ考えていただきたいという切実な声を実は聞いてきました。この陳情と同趣旨だと思います。

4点目の質問ですが、重点支援地方交付金がまだ今後予算の審議があると思うんですけども、介護事業所及び介護従事者への処遇改善をこの重点支援地方交付金を活用して、ぜひ処遇改善に向けた支援を考えていただきたいと思えますし、事業者自体への支援も考えていただきたいと思えますが、現在のお考え、先ほどあまり考えていないみたいなお話もありましたが、ぜひ補正予算を組むなり、重点支援地方交付金の活用についても、多分金額は余っているんだろうと思うんで、その点を踏まえて補正予算を組んでいただきたいと思えますけれども、それについてのお考え、さらに検討していただきたいと思えますが、御答弁いただきたいと思えます。以上4点です。

○副委員長（森本由美君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 介護事業所の倒産、休廃業の状況、傾向についてお答えします。

まず、倒産の状況でございますが、私どもで把握している中で令和4年度に2法人、令和5年度、令和6年度、令和7年度で1法人ずつと把握しております。休廃業の状況ですが、すみませんが、廃業について説明させていただきますが、在宅生活を支える居宅事業所全体で見ますと、廃止数は大きく増えている状況ではございませんが、訪問介護、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネ事業所につきましては、やや廃止事業所が増加傾向にある状況ではございません。

次に、北九州市における介護事業所の経営状況についてでございますが、これに関しましては事業者の皆様と意見交換する中で、やはり松岡委員がおっしゃられたように、物価高騰の影響により厳しい状況であるというお声はお聞きしております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 北九州市における介護職員の賃金格差についてと、あと処遇改善がケアマネジャーを対象としていないことについて2点お答えさせていただきます。

まず、全産業との差についてですけども、先ほどの陳情でもありました8.3万円の差というのは、これは社会保障審議会の資料に出てくる賃金構造基本統計調査という、こういうのをベースとしまして、令和6年の状況として、ボーナスも含めた月額当たりで全産業平均が38万6,000円、介護職員が30万3,000円ということで8.3万円の差が出ております。一時は少しこの差が縮まる傾向もありましたけど、今のいわゆる全産業平均的な一般の企業の賃上げを基に差が開いております。北九州市独自の統計というのはございませんけれども、国が出している職業情報提供サイトといったものにある福岡県の状況を見ると、大体おおむね同じ、介護職員の賃金に

については同様の状況、ただ全産業平均に当たる数字はちょっと把握できておりません。申し訳ありません。

あと、ケアマネに処遇改善がなかったことについてですが、もともと処遇改善加算が介護職員の確保のためということで、平成21年に介護職員の賃金の底上げから始まったという経緯がございまして、その後同一事業所内にその他の職種がいる場合には柔軟に配分ができるというような仕組みもありましたけれども、例えば居宅支援事業所であったり訪問介護事業所という、看護職員しかいない事業所、そういった事業所に対して処遇改善加算はないという状況でありました。これによって、これまでは介護職員を一定年数経験して、ケアマネジャーへという一定のキャリアパスがあったところ、加算がないケアマネジャーと賃金水準の差が逆転してしまったというのがありまして、これによってケアマネジャーが元職、介護福祉士であったり看護職員であったりに、戻るというような状況もあったと聞いております。

今回国が、今後ケアマネ事業所とか看護、それから、リハビリテーション系の事業所も処遇改善加算の対象となるという方向性を打ち出しましたので、ケアマネ不足と言われているものうち、この賃金水準差から来る職種移動に関しては一定の効果が見込めるのではないかと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 重点支援地方交付金に関するお尋ねに関しまして回答させていただきます。

重点支援地方交付金の残りの金額を含めた活用策につきましては、補正予算の検討ということで、今財政全体を調整します財政・変革局といろいろと話は進めているところでございます。その中で、重点支援地方交付金の活用としましては、過去は福祉サービス事業所の光熱費等の支援という形でこちらの支援をやっておりまして、福岡県も既に補正予算ということで追加提案を前回の12月議会でやっておりまして、こういったところも踏まえながら事業者支援ということは考えていくことになるかと思っておりますが、いずれにしましてもそのあたりは調整中でございます。

処遇改善につきましては、正直なところ、国の数字等を拝見しましても、先ほど陳情者の方からもお話がございました医療・介護支援パッケージ、こちらに賃上げに対する支援という形がありますので、こういったところも踏まえながら、あと重点支援地方交付金に関しましては、エネルギー高騰に対する事業者支援みたいな形でということで、医療・介護施設等に関しては書かれております。こういったところも踏まえた上での検討になってくるかと思っております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。まず、廃業、倒産、休業件数ということで、数字的には2件、1件、1件、1件とか、微減ではあります。経営状況はかなり厳しいとい

うことは意見交換の中でも市が把握しているということで、かなり赤字の中で経営しているのは本当に実態であろうと思いますし、賃金格差というのも北九州市では出ていないということで8.3万円以上、ボーナスも含めたということで全産業よりもかなり低いということはもう明らかでありまして、やはりこのところについて、市としてもそういう現状を押さえているのであれば考えていただきたいと思います。

最後の重点支援地方交付金の活用ということで、現在調整中ということではありますが、国、県の動向を見て考えていく、調整中ということですが、今の厳しい状況をやはり支えて、市民、陳情では住民と書いていますけども、市民、住民の高齢者のやはり介護の現場を守るためにも、ぜひ重点支援地方交付金を使って考えていっていただきたいと思います。

現場の中でも経営者の方が、私がもうかるためじゃないんだと、介護現場の人が少しでも処遇改善して、北九州市として介護の現場を守るんだという意味でも、例えばで言っていますが、1人ワンコイン、500円でも北九州市でできる処遇改善とか、もっと満額は欲しいんです。東京都のように1万円もっと上乘せとかできればいいんでしょうけども、処遇改善のためにワンコインでもいいからそういったメッセージでできませんかというような要望をいただきました。さらに、保健福祉局として今財政・変革局とも調整中とありましたけども、予算確保についてぜひ検討していただきたいと思いますが、財政・変革局に、さらに、保健福祉局としてこういった予算確保について御決意というか、意見がありましたら、ぜひ確保していただきたいと思いますが、さらに見解をお伺いします。

○副委員長（森本由美君） 総務部長。

○総務部長 重点支援交付金の今後の要求ですけども、当然我々の立場といたしましては県の状況等も踏まえて、要はそういった福祉事業所への支援というところは、保健福祉局として財政当局には今の現状も踏まえて、しっかりそこは説明をした上で、あとは最終的には市全体としてどういった調整があるかというところはございますけど、保健福祉局としてはそこは現場の状況とか、そういったところをしっかりと伝えてまいりたいと考えております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 最後要望です。しっかり国からも重点支援地方交付金というのがあって、国も補正等々組んできていますので、しっかりと市としても財政・変革局とこれだけ必要だということで、保健福祉子ども委員会として、局として要望して、確保していただきたいと要望して終わりたいと思います。お願いします。

○副委員長（森本由美君） ほかにありませんか。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） まずは、ずっとお話を聞いていて、私はずっと本会議でもこの委員会でもお伝えしていると思うんですけど、介護の仕事って入浴だとか排せつだとか食事とかという業務ではなくて、本当に命に関わる、高齢者の命を預かっている、人が人を支援するとしても大切な仕事だということは、多分共通認識だと思うんですが、その中でこの政令市で一番

高齢化率が高い北九州市、全国の10年先を行っているはずと言われていて、今2025年、国は2025年問題と言っていますけど、この国の10年後が多分この北九州市の今の様相だと思うんですね。

私も事業所の意見をずっと聞いていて、ちょっと前までは委員の皆さんが言われたみたいに、大変なんですよという声だったんですけど、最近は本当に緊迫していて、もう市とか国がやればいいんじゃないのぐらいの、そんなに何にもしてくれないんだったら行政でやってよぐらいの、先ほど松岡委員も言われましたけど、本当に赤字で身銭を切って介護事業所、利用者のために、在宅生活を支えるために、先ほどからずっと出ている、安いお給料だけれども、利用者のためにということで踏ん張ってしてくれている状況だと思うんですね。そこをしっかりお互いというか、議会も行政も認識した上で今後の施策、皆さんから意見が出ていますけど、何ができるかというのを真剣に考えていく時期というか、もう本当は遅いんですけど、だと思っています。

特に、在宅も、施設もそうですけど、今何が本当にしんどいかというと、家族機能が低下していて、ケアマネとかヘルパーが家族の代わりに、この陳情書の中にもありますが、支えていて、本来業務でないところまで介護事業所の方が支えてくれている状況だと思うんですね。それに加えて、ここにも書いていますが、病院から退院する、医療ニーズが高い状態で在宅に帰ってくる、それから、認知症など、とても重度化していて、今介護事業所の方が踏ん張ってくれていることで何か、収めるというところとちょっと言葉が違いかもしれませんが、それではいけないと私は真剣に思っています。その認識の上で、3つほどちょっとお聞きします。

まず、把握していればいいです。北九州市内のヘルパーの訪問介護員の平均年齢を教えてください。把握があれば教えてください。

それから、市内の事業所が、先ほど倒産とか廃業とか少ないと言われていましたけど、増減だと思われるんですね。増減でそんなに変わっていないと思うんですが、人材不足とか人材確保が難しいと答えている、感じている事業者の率ですね、何か調査の中であれば教えてください。

それから、3番目に、先ほどから出ているケアマネジャー、訪問看護、訪問リハに処遇改善手当がつくということですが、今現在の処遇改善手当の市内の事業所の取得率が分かれば、この3点教えてください。

○副委員長（森本由美君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 ヘルパーの平均年齢についてまずお答えしますが、申し訳ありません。詳細な数字はちょっと手元に今ございませんので、それにつきましては分かる範囲で後ほど御説明したいと思います。

続きまして、訪問介護事業所や居宅介護支援事業者の廃止の理由についてですが、やっぱりここ近年、理由として大きいのは、一番は人材不足、次が利用者の減少というのがあります。

それと、これは多分いろんな状況があると思うんですが、事業譲渡によって比較的小さな事業所が大きい事業所に吸収されるという形じゃないかなと思うんですが、この3つが一番廃止における理由で大きく占めております。以上になります。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 市内の事業所で人手不足を感じている数というのが、すみません。令和5年の介護保険の事業計画をつくる時にアンケート的に調査した結果はあったんですけど、すみません、今持ち合わせておりませんので、後ほど御説明に上がりたいと思います。

もう一つ、処遇改善加算の取得の状況ですけれども、北九州市の状況が今年度の4月時点ですが、失礼しました。今年度の12月のサービス提供状況で1,380事業所のうち1,360事業所、94.6%取得という状況になっております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 細かい数字をお聞きして申し訳なかったんですが、まずはヘルパーの高齢化とか、先ほどあった人材不足であるというところの数字は今お手元にないにしても、とても深刻な問題だというのは同じ見解であるということで大丈夫でしょうか。ヘルパー事業所も減っている、ヘルパーも減っている、なおかつ若い人が入ってこないの、どんどん平均年齢が上がっていて、まだ70代のヘルパーが頑張っていて現役でスポットで入ってくださって、在宅生活をキープしてくれているみたいな、本当に今訪問介護事業所の方に聞いていただければ。実情は数字じゃなくても肌感覚として持っていてほしいと思います。

私は先日ケアマネジャーにお聞きしたら、おみとりで在宅に病院から帰ってきます、訪問介護が毎日要ります、12事業所当たってやっとヘルパーが見つかったというぐらい、本当に、だから、数ではないと思うんですよ。廃業した数はそうかもしれないけど、どうぞケアマネジャーに実情を聞いてください。ヘルパーを探すのが大変なんです。そういう面からも、やっぱりお給料が上がらないと、先ほどみたいに月額それだけの差がある、でも頑張っていて介護事業所で働いてくださいよというのは、なかなかならない、特に若い人は生活もかかっているの、先ほどから皆さんも話がありますが、何らかの、国に要望するのんですけど、最初に言いました政令市で一番高齢化率が高い北九州市だからこそ、介護事業所にこのような支援策を設けましたみたいなのがあってくれるといいと思います。これは要望で終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 2～3質問したいと思うんですけども、陳情の中に、上から4段目ぐらいに、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示しているということがあるんですけど、北九州市はこういう予測があるんだとしたら、例えば今どれぐらい不足しているのかという予測があれば教えてください。まずはそこからお願いします。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 北九州独自に調査したものではございませんが、この25万人の不足というの

は令和6年7月に第9期介護保険事業計画の各都道府県が出した人材状況の全国取りまとめとして国が出しました。福岡県までは出ておりますので、そこを基に事業所数等から北九州市を推測すると、2026年時点で1,500人程度不足しているのではなかろうかというような、そういう数字が出たと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 予測として、今説明があったように、いずれにしても不足する見込みだということは変わっていないわけですね。それははっきりしていると思うんですよ。そういう意味で、この不足を北九州独自としてどう対応しているのか、しようとしているのか、そういう考え方、政策あるいはそういった政策を実施するための予算措置といたしますか、そういったものを考えられておられるものがあれば示していただきたいと思います。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 人材の問題に関しまして、特効薬的に何か効くということはなかなかちょっと考えづらいところがありまして、1つは国も言う、いわゆる従事者の裾野を拡大すると、いきなり職員からというよりも、ボランティアレベルでいいので関わってくれということで関わって、そこからこの介護事業、この業界の状態を見て、よければ例えば働き手に転じてもらうとか、そういった取組としては人材マッチングサービスの活用ですね、スケッターという商品名ですけれども、そういったものを進めていたりとかしております。今年がこれが200万円の事業費で、今スケッター登録者が550人程度います。従事者数については介護サービス事業所調査、これも県レベルまで出ているんですけど、これを基に一定の推計をすると、多分訪問介護員を除くと施設職員とかで1万3,000人ぐらいいるんじゃないかと思っております、そうすると4%ちょっとぐらいの助っ人ができたのかなとも思います。

実際にこのスケッターの利用を通じて採用に至ったというのはそんなに多くない、僅かな数字ですけども、ありますので、こういったこと、それから、求職者ですね、例えばハローワークにDVDの資料と一緒に持って行って、求職者向けにセミナーを開いたり、それから、ちょっと遠くの話で言うと、小学校、中学校への出前授業とか、そういった魅力発信と言われていたようなものを地道に続けることでPR、それから、具体的に求職者へのアピール、それは具体的にやってみてくださいといった、先ほどの200万円というのはスケッターだけですけども、そういったものを通じて地道に取り組むというような考え方でっております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。制度においても医療からの支援パッケージが出ましたね。今、介護だけではなくて医療機関も深刻な状況ですよ。全国の7割ぐらいが赤字経営であるといったようなこと、それから、医療の分野も人材確保が困難、要するに処遇改善、これがやっぱり職員の要求を十分に満たしていない、要求との格差が出てきて、同じような問

題が介護でもあるわけですね。それ以上に介護は深刻です。経営基盤が非常にぜい弱だから。

それで、先ほど人材確保のところでは不足が見込まれているというところですけども、そもそも事業所は介護報酬の中で運営されることが基本ということと言われていましたけど、そもそもその考え方から脱していかないと、やっぱり北九州独自の支援策というところでは、もっと進んだものが出てこないと思うんですよ。ずっと同じような答弁ですよ。そういうレベルの考え方では、この医療の危機とか介護の危機、事業所の経営困難、人材確保、今言われたようなボランティアでうんぬんというレベルではもうないんだと思うんですよ。

中村委員も言われたけど、北九州市というのは、本当に高齢者が多いわけやないですか。介護を必要とする人も、そのうち落ち着くと思うんですけども、非常に高レベルにあるわけですね。こういったところに追いつかないということ、我々の危機感以上に現実には進んでいるということですよ。事業所も大変、それから、利用者も大変ということの中で、今までそういう対応の考え方でいいのかというのが今問われているんじゃないですか。だから、こういう陳情が出てくるんじゃないですか。陳情者のところの法人じゃなくて、多くの事業所からもやっぱり同意を得ているというのは切実だと思うんですよ。それを国にあれを要求している、これを要求している、もちろん市長会でも言われていますけども、現実的にやっぱり北九州市としてしっかり対応していくというのが、今まで以上の対応をしていくというのが今求められているんじゃないですか、それも早くしないとイケないと思うんですよ。

国も相当危機感を持っているから、こういう期中改定みたいなものを行うんだけど、しかし、見てみると、処遇改善を見ても、それどころやない賃金格差があるわけやないですか、先ほどちょっとあったように。相当なわけですよ。1万円とか、最低1万円か、今度、全体的にも8,000円、9,000円ぐらい上がるというようなことを言われていますけど、そういうレベルではない格差がついているんですね。他産業は、見てみますと、大企業を中心に賃金上昇レベルがだんだんだんだん今すごいやないですか。賃金は、ますます他産業との格差がこれから増えていくんじゃないでしょうか。これで陳情の中でいくと、その前は6万円ぐらい、8万円ぐらい、これがもっと広がっていくんじゃないですか。そういう危機感を我々は共有しないとイケないと思うんですよ。だから、国任せではなく、やっぱり北九州市として独自にこういう支援体制をつくっていく、予算もつけて、それが今私は切実に求められると思うんです。だから、こういう陳情が出てくると思うんですけど、その辺の認識はいかがなんですか。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 委員のおっしゃるとおりと考えております。当然事業所が経営をし続けること、それから、従事者を確保すること、これが基本になると考えております。一方で、介護保険制度自体はこれらのサービスを公費半分、それから、保険料半分で賄うという社会保険方式で行うことになっておりますので、先ほどのお話、介護報酬で運営されるべき基本というのはそういう考えに基づくものでございまして、御理解いただけたらと思っております。

従事者に関して、例えば北九州市の介護事業ですね、訪問介護員を含めた介護職員は恐らく1万7,000人台半ばぐらい、それから、そのほかの従事者も含めると3万人を超える、3万1,000人、2,000人を超えるような水準ではないかと思っております。すみません。ちょっと古い数字ですけども、令和5年に処遇改善加算で実際に加算総額は幾らだったかというのが、70数億円という数字がありまして、やっぱりなかなか人件費に係る部分というのは、例えば制度内であってもそれだけの額がかかっていたりとかということで、非常に大きなお金を必要とするものです。非常にお気持ちは分かりながらも、制度として、極端な言い方であれば全保険料、全ての皆様の負担の下に必要な費用を確保するというのが一つの考え方ではないかと思っております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 総務部長。

○総務部長 補足させていただきます。基本的に、今それぞれの現場が大変だということは重々保健福祉局としても承知しておりますし、これは制度の部分につきましてはしっかりと国に意見をしていく、ほかの都市と一緒にしっかりと意見を上げていくと、これも大事なことだと思います。まずは制度をしっかりと国において整えてもらう、それからあと、市独自の取組の部分については、今介護保険課長が答えた部分がございますし、あとあわせまして、今から人材不足というのもありますけれども、例えば従事している方々の日常業務の負担を減らす、要はかなりきつい労働の部分の負担をしっかりと減らすという視点も大事でございますので、ここは今いろいろDXとか、あと、ロボットとかを活用した先進介護、これは北九州方式の取組というのもしっかりと研究を進めておりますし、実証も重ねております。ここはまた今から在宅の介護の部分にも広げて、こういったことで従事者の方の負担を減らして、この仕事に就いてみたいと思う方を増やしていくような、そういった人材育成も含めて、ここはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） そういう説明が分かった上で私は質問しているんですよ。だから、今までやってきた以上にさらに進んだ対応が必要なんではないですか、それについていかがですかという質問をしているんです。それはいかがですか、その点について。

○副委員長（森本由美君） 総務部長。

○総務部長 先ほど申しましたとおり、北九州方式というのは、今しっかりと実証を重ねた上でこれを普及していくということが大事だと考えております。先ほど申しましたとおり、在宅の介護についても今研究を開始したところでございます。これについても北九州方式というのをしっかりと確立した上で普及をして、従事者の方々の負担を減らす、それによってこの仕事に就きたいという方に、より人材不足の解消につなげていきたいと考えております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私は、その方向が全否定しているわけではないです。実際、施設で効果

を上げているところも聞いていますし、しかし、それが全事業所に行くまでに時間もかかるし、お金もかかるし、そこまで待っておれないのが今の状況じゃないですかと、北九州方式を進めるなら進めるでいろいろ意見があるけど、それをやっていただいてもいいですけど、そういうレベルではもう事業所は待っておれない状況に来ているんですというこの切実感がどうも共有できていないみたいな気がするんですよ、認識されていないような。待っておれないですよ、事業所は。そうでしょう。従事者は減っていく、高齢化していくという中で、北九州のそういう介護ニーズにも応えられないような状況になってきているんじゃないですかという現状認識がどうも私と違うみたいなんです。だから、こういう陳情が上がってくるし、いろんな事業所が助けてくれというSOSを出しているわけでしょう。

だから、そこに、もちろん国に求めていくのは、それは大変ですけど、それだけではいけないんじゃないかということじゃないでしょうか。介護報酬、それから、医療報酬なんていうのは物価高騰を介護に反映していないわけですからね、そうでしょう、お分かりのように。こういうような、我々に言わせると、すごい物価高が続いている中で本当に今苦しんでいるわけですから、ここを北九州独自でやっていかないと、国の状況を見るとか北九州方式、それはいいんだけど、それじゃあタイムリーに解決できないんじゃないですかということを行っているわけです。事業者の皆さんは、もう今日にでも支援が欲しい、明日にでも支援が欲しいという、そういう切実さが伝わってくるわけですね。それに今こそ市として対応していかないとはいけないんじゃないか、少なくとも来年の予算には大きく反映した数字、予算措置も含めてこういう方式で保健福祉局としては考えて対応していきたいと、そういうものがないんですか、こういう陳情を聞いて、局長いかがですか。

○副委員長（森本由美君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 伊藤委員のお話もそうですし、先ほどの陳情で口頭でいただいた状況、非常に厳しい状況というところ、経営が厳しいというところ、中村じゅん子委員のおっしゃられたような切実なところも、それぞれ担当部署で現場の状況をしっかりと聞きながら、施策については取り組んでいるところでございます。

介護保険課長が申しあげましたように、人材確保であったり報酬の確保のために加算に向けての支援であったり、事務的な支援であったり、それから、先進介護の取組もそうですけれども、できる限りのところを、市としてできるところをしっかりと考えながら対応しているところでございます。

また、物価高騰のところは、重点支援交付金の残りの部分もございまして、保健福祉局としてもしっかりと予算化できないかというところはしっかりと考えていきたいと思っております。財政との協議を進めているところで、調整中もでございます。改めてやはり本日のような口頭陳情での実情をお聞きする、それから、議員の皆様からのお話もお聞かせいただくところで、さらにどのように支援をしていくのか、市の介護の体制をどうやって持続可能なものにし

ていくのかというところについては、十分内部でも検討していきたいと思っております。

いずれにしましても、社会保険制度の枠組みの中ででき得ることをまずやっていくということがどうしても必要になってまいりますので、その中で、国の経済対策であったり次のパッケージですね、医療経済のパッケージの部分で、その部分がまずしっかりと事業所の皆様に行き渡るようにというところに取り組んでいかなければいけないかなと思っております。いずれにしましても、できる限りのことを局としてしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 局長も来年度予算に何とかできないかという、そういう検討はするということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにありませんか。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） まず、聞く内容は、市議会からも例えば前回の介護報酬改定のときに訪問介護の報酬単価が下がったときには上げるようにという意見書も上げていますし、その後も様々な意見書を上げていると思いますので、全く一緒の考えだと思います。というのが1点と、市役所の皆さん方が言っているのは、一般的としてはもっともだなとは思っています。

ただ、我が市の武内市長が何を言っているかということでお尋ねしたいんですけど、これ市のホームページだと思うんですけど、未来への思いというところで、介護職は未来をつくる職業だと、課題解決先進都市を目指す、課題先進都市から課題解決先進都市へと書いていますね。だから、ほかの都市とは違うステージをやるんだと言っているわけですよ。課題がたくさんあるところはあるし、その先進だったのは、今北九州市が、これはもう全国を率先して課題解決していくんだというんだから、当然よその町と同じことじゃ駄目なわけでしょう。課題解決先進都市ですからね。

その中にちょっと抜粋すると、何て書いているかということ、例えば介護職にベクトルを合わせた施策をという項目があって、3点あるんですけど、1点目は先ほどから出ているロボットとか、ここに出ていませんね、職員のスキルを高めていただくと。プロフェッショナルの意識が高くなるとやりがいにもつながっていくと。2つ目がつながる介護職、横のつながりと。3つ目が声を上げられる介護職で、読むと、介護保険制度は公的な仕組みであり、国や行政によって施策や報酬が決定されることが多いですと、私はこういった官主導の決め方を逆にして、現場の総意や新しい課題発見などボトムアップされるべきと考えています。困ったことはどんどん声を上げていく現場主義で、働きやすい環境づくりを意識的につくっていきたく思いますということですので、今まさに困ってどんどん声を上げているわけでしょう。介護問題を解決する先進都市で声が上がっているわけでしょう。そのことは、主に分かりやすい話で言うと給料の話ですからね。8万3,000円違うんだと。だから、一般論で言うと、皆さんが言うとおおり、これは公定価格だから仕方がないですよ。なんだけど、うちの市は違うんですと。先進的に解決

していくと言っているわけですから、これに対する取組、声を上げてくれと言って声を上げているわけですから、それに対する取組をやっぴり独自の取組を示すべきじゃないんだろうかなと思うんですよね。確かに北九州方式の介護ロボットとかいろいろありますが、それはあくまでも対症療法であって、介護の人たちがやっていけるようにというのは最低限別の話です。

もっと言うと、最後のほうに武内市長は何とおっしゃっているかという、北九州市は課題解決先進都市になるためにたくさんのチャレンジを続けていきます。その重要な要素を担う介護職は、今後ますますエキサイティングな職業になっていくはずですよと書いているわけですよ。エキサイティングな職業ですよ、今やっていけるかどうかの話をしているんですよね。それをエキサイティングな職業になっていくと言っているわけですよ、市長が。だったら、今の潰れるかどうかという話から、エキサイティングに介護をやりたいんだと持っていこうとするなら、よそがやっていない今と違うフレームの中でやっていかないといけないということを武内市長は言われている、すばらしい、さすが武内和久だと私は感動しているわけですけど、それに対してのコメントをいただけますか。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 今おっしゃるとおりスキルを上げる、それから、声を上げられるという話の中では、まだ小っちゃな卵ですけども、介護職が横につながるようなワークショップをやったりとか、そういうようなところで、これが本当に足腰強く地道に広がっていけばと思っているところではあります。エキサイティングなという話で言うと、やはり若手の介護職の人たち、若手といっても何かこの業界、意外と若手と言いながら、40を超えてから自分の言葉で話すことが増えてくるんだなと、いわゆる一般的な、全産業平均的な言い方での若手とはちょっと違うなと言いながらも、なかなか、いわゆる既存の今までの団体での会合とかではなかなか話す機会がなかった人と知り合う中で、いろいろ会話を重ねていく中で、また改めて意欲を持ち直したりとか、そういうようなところで、これも先ほどの続きですけど、地道な取組をやっているというところがございます。

そういった中で先ほどのICTとか北九州方式のような、そういった話を知ると、こんなやり方があったんだとか、よその事業所を見る中でこんなケアの方法があったとか、そういったものを勉強していく中で、学んでいく中で面白いというような方もいます。なので、そういったものを地道に広げて、いわゆるやる気搾取みたいなものではないんですけども、こういったよい取組を通じて意欲的に仕事に関わってもらおうという、そういったことも必要じゃないかと考えて、今でもそういった取組を継続しております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 私が考えるに、2層あると思うんですよ。要は、まず、食っていけるかどうか、安心して生活ができるかというレベルと、その仕事をもっとやりがいがあるかというレベルと、2段階だと思うんですよね。武内市長はエキサイティングと言っているわけですから、

その2段階目の上を目指しているという話だと思うんですよ。今の陳情は、声を上げてくださいと武内市長が言っていて、声を上げている陳情は、食っていけるかどうかというところをどうかしてくれと言っている話だと思うんですよね。そこの層が違う話で、例えばICTだとロボットの横のつながりというのが、その食っていけるかのところ、多少軽減する対症療法ではあるけど、基本的な8万3,000円も普通の事業所と違って、ロボットを入れることで楽になる部分はあるかもしれないけど、それじゃあやっけないという話だと思うんですよね。市長がここまで言われているわけだから、今やっている話では、僕は市長がおっしゃられたような話にはつながらないと思うんですよね。と思いますので、ぜひ市長がこうやって言っているんだから、今までの保健福祉局の考え方では私は駄目だと思うんですよ。一步先だと。課題解決先進都市ですよ。日本で一番それをやらないけんのやから、国の施策に上乘せしてやらないけんわけでしょう。だから、これはぜひ令和8年度予算に向けて、市長がこうやって言っているんですから、それを反映していただけるようお願いして、終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 小宮です。お願いします。非常にこの陳情に関して私がもう30年間勤めた、介護福祉士、ケアマネジャー、看護師として30年働いてきた、もうまさにおっしゃるとおりという内容ではありますが、ちょっとお尋ねします。スケッター、私本会議でも御質問させていただいたんですけど、今後、次200万円かけてまたスケッターを継続してやっていくということなんですけど、200万円かけてこのスケッター、人材確保をするためのアイテムとしてどのような使い方をされるのかが1点です。

それともう一つ、ちょっと僕勉強不足だったら申し訳ないですけど、小規模事業者とかの書類が多いとかということがありますが、これ大規模事業者の書類に関しては請求をかけたり、計画を立てたりするときは全て同一と認識しております。ソフトを使ったりする場合は、補助金がたしか出るような認識があったんですけど、ちょっとそこ出るかどうか教えてください。

私はこの職業になって物すごく福祉、介護施設の方からお声かけいただいて、お話しする機会が増えました。戸畑区内のみならず、小倉、門司も行きました。行って思ったことが、施設長がプレイングマネジャー、もちろん現場もします。そして、経営もします。事務もしますというところがありました。そこはやっぱり人がたくさん集まってきますね。就職に対して求人かけると埋まりますという、もう一方、在宅系のところにももうこれ10数軒行きました。経営者の方、もちろんプレイング、看護師の免許を持って訪問看護に自ら自分の事業所のお金を稼ぎに行くところ、もしくはちょっとここお伺いしたいんですけど、在宅系の事業所、先ほど利用者減で閉鎖されたところもあると聞きました。もしかしたらその事業所自体、介護、福祉、医療の免許を持たない経営者の方がいらっしゃる事業所があるんでしょうか。要は、介護免許とか看護師とか社会福祉士とか、そういう免許を持たずに経営者、在宅介護の経営者として登録されとる事業所とかはあるんでしょうか。

それと、最後に、先ほど、課長が言われたとおり、若い世代の意見がこの介護現場では全然反映されない、私も10代から、2000年の前の措置の時代から介護していましたので、もうおばちゃん、おばちゃんと言ったらいけんですね。当時の50代、60代の方は、私たちはもういいんやけというものの、肉体労働は若い人たちに一生懸命させてという時代が長く続きました。幸いに私は20代でケアマネジャーを取りましたので、以前も話したんですけど、介護認定審査会とか行かせてもらえるチャンスをもらいました。

ここでお伺いします。

若い世代の事業所間を超えて交流するような、せつかく予算を来年度組んで、それも日中に事業所、30代とか20代の介護を実際現場で働いている方ですね、意見交換会とか、今どんな事情、他事業所ではどういう事情をしている、活性化ですね、北九州市内で介護をする方の、もちろん私昨日娘に会って、娘も小倉北区内の介護施設で働いています。全くそういうのはない、意見は上の人だけ、行政的な会議に行くのも上の人だけ、私たちの意見はほとんど通らない、そのような話を聞いて、私のときと一緒だなという感覚ですね。ぜひとも2040年には介護事業者が4,000人を超えたいと思います。もうこの北九州市の介護を支える若い世代の方にこのような陳情が上がっています。もちろん経営が苦しいとかというのものもあるんですけど、介護事業は人がいれば稼げる手段が生まれます。人がいなくなったら稼げません。そのような政策をどうお考えになっているか、ちょっとお聞かせください。長くなってすみません。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 まず、スケッターの使い方ということと、あと書類に関して、それから、若い人の交流といったこの3点でお答えしたいと思います。

スケッター自体はいわゆるマッチングサービスですので、どういう使い方をしてもいいと、ここがいわゆるタイミーとかに言われるような職業安定法上の職業紹介とは違うというところがありまして、もう既にいろんな想定外の使い方が広がっているなと思って、少し自分の中では次の可能性を感じているところで、例えばもう既に一部の社会福祉法人が子ども食堂のスタッフを集めるのに使っているとか、あとひきこもりの支援機関が就労訓練のツールとして使っているというのも聞いています。2～3時間ぐらいの軽作業なので、働き過ぎて何かうまくいなくて引き籠もっちゃった人が、このぐらいだったら始められるとか、あと更生保護法人からもスケッターを使っている方がいるというのは聞いておりまして、ただ、何か行った先がいわゆるレビューを書いてくれと言われたんで、もともと退所した更生保護法人にちょっとレビューを書くのを手伝ってとかと言ってくるということなので、今まで単なる働き手候補と事業所をつなぐだけではないというような、そういうものを感じております。

例えば、個人でマッサージとかのセラピストを開業している方が、自分の日々の訓練も兼ねて1時間500円でいいので来るとか、そういうものもあります。それから、北九州市においては当初これ展開する際に九州国際大とか西南女学院大、それから、九州歯科大とか、学生の活動に

単位を付与しているところとかに紹介してもらったのもあって、今先ほど約550人と言いましたが、その17～18%ぐらいが若い人の、10代、20代の登録がありまして、これは今サービスを提供する会社、いろんな自治体と連携しているんですけど、そういうところとは違って、ちょっと北九州市らしい変わったところというふうに面白がられています。特に、スケッターに関しては、市が推しているという安心感があるということですので、引き続きこういったことを続けていきたいと思っております。

それから、書類に関して、請求に関しては基本的に規模の大小を問わず、同じであるというのは私も共通認識でして、これの例えばICT化に関する補助が地域医療介護確保基金で県が一部出しているという認識があります。相談がありましたら県につないだりとか、そういったことをやっております。

それから、若い人の交流会に関しては、令和6年から令和7年と、介護みらい会議という若手の集まりと称してやっているんですけども、集まらない。結構平日、土曜日の昼間まで含めてやっているんですけども、まず、オープン参加で募集しても、やっぱり40代前後ぐらいからということで、確実に20代の方はいるというのは存じ上げているんですけど、話を聞くと、彼ら、彼女ら来てもしゃべらないよみたいなことを出席した、意外と中堅どころの方が来るわけですけど、という話を聞いておりますので、これも今後は既に参加した方がその事業所の若い人を連れてくるとか、そういった働きかけをして、やっぱり若手のネットワークというのは、何か足腰強いものをつくっていききたいとは思っております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 介護事業所に勤めておられる、特に経営者の方の資格についてですが、基本的に委員がおっしゃられたように、経営もしながら介護に携わっているという方が多く、基本的に介護事業は通所介護以外はおおむね資格要件が要ることが多いので、持っている方が多いとは推測しますが、例えば大きい法人で経営のみに従事している方は、もしかしたら資格等は持っていない場合もあるかと思えます。ただし、今回報酬改定で資格を持っていない方は認知症の基礎研修は必ず受けてくださいと義務化されましたので、皆さんそういった研修は必ず受けていることになります。

書類についてですが、請求ではないんですが、事業所で書類提出が一番大変なのが事業所の指定更新に係る書類作成なんですけど、これに関しては昨年の2月に国の取組の電子申請化に合わせまして、北九州市はちょっと以前かなりの書類を皆様に求めていましたけども、今回の電子申請に合わせまして、本当に必要な書類だけに見直しまして、かなり削減しておりますので、事業所の皆さんの負担は少し減っているのではないかと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 御丁寧にありがとうございました。もう要望になりますが、今後とも先ほどおっしゃられたとおり、これ陳情に上がっている、経営が苦しい、人がいない、これイコ

ールと僕は思っております、人がおればお金は稼げる、そして、営業と言ったらいけないんですけど、利用者の口コミでどんどんどんどんつながっていく、これ私も経験していますので、これは言えることなんですけど、若い人たちがこの産業にどれだけ今後入ってきていただけるか、プラスアルファ辞めないで転職率を上げていただくかがこれ近々の課題だと思っておりますので、十分この公的介護保険が出来上がる前に国会では20、30年弱ぐらい前に、あまり審議されんでこれスタートされているんで、10代やったのに記憶にあるんですよ。もうあの当時は破防法のことばかり国会で審議されて、公的介護保険のこと、ほとんどというか、さらさらさらみたいな感じで審議されて、2000年にスタートして、初めの頃は利用者負担額はゼロみたいな感じでやられたのが始まりやったですね。

もう本当に、四半世紀たつてこうなったなという、私ずっと従事していた人間からすると、本当感じています。当時はもう介護ヘルパー事業所が潰れることはまずありませんでした。結果的にいろいろ縛りが強くなって、なくなる、閉鎖するところも増えてきましたので、十分にいろんな意味を込めて、人がいないと稼げないというこの分野に関して保健福祉局の方、十分に検討していただいて。あと重点支援交付金ですね。これ一時的にぼんと上げて、コロナのときと一緒にですね、私も経験しました。お金がぼんと入ったら、ぼんともらった後辞めていくとかありますので、持続可能なやり方でやっていただかないと、従事者たちは喜びませんので、お金をもらえることはいいかもしれませんが、持続可能なやり方を、お金の使い方を十分考えていただいて、要望として終わります。ありがとうございました。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君） 先ほどの議論とちょっと重なる面もありますけども、物価高騰対応の重点支援交付金と2月の補正、追加議案で30億円が使われましたけども、残り30億円がまだ今後の課題として、議会からは市民均等にといい意見書も上がりましたけれども、私はこの重点支援交付金の支援メニューの中に従来から医療、介護、保育、学校、教育等の物価高騰対策も含まれているので、ぜひ今日の議論の陳情者の声、そしてまた、議論の中の声を踏まえて、予算要望として位置づけていただきたい。先ほど部長の御答弁でちょっと分かりにくかったのが、今後検討するということなんですか、既にもう財政・変革局と交渉するテーブルにのせているということなんですか。

○副委員長（森本由美君） 総務部長。

○総務部長 今、県がもう既にこの分、12月の補正予算で上げておりますので、これまでの流れでいきますと、我々も市内の福祉施設に対する同様の支援というものをこの交付金の中でということで、今財政当局と話をさせていただいているというところがございます。以上です。

○副委員長（森本由美君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 分かりました。議員に提供のあった、財政・変革局からですかね、資料提供で来年度予算要望、各局の中には、私ちょっと読み取ることができなかったんですけども、位

置づけをしっかりと今日陳情者の要望に応えられる内容で要求していただきたいということを、これは要望をお願いしておきます。終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませつか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、大枠の部分をお伺いしたいんですが、先ほど答弁の中で、原則として国の社会保障制度の下で運営していくんだというような答弁があったんですが、これちょっと御説明いただきたいんですが、市長はこの間、国の経済対策に対してのコメントではあるけど、地方自治体は国の下請じゃないんだということをマスコミの前で強く言っていたと思うんですが、だとすれば、少し矛盾が感じられるなと思つていまして、先ほど中村議長がホームページを引き合いに出しておっしゃったようなことなんですが、私も今ホームページだと思うんですけど、これ見ていて、本当に同じ自治体の首長が言っていることなのかなと、率直にそういう印象を受けております。国の社会保障制度の下で、もちろんそれはどこの自治体もそうやっているわけなんですが、要はそれ以外に市独自の財政支出はやらないんだ、市の独自補助であったりとか、市の独自加算であったりとかということはやらないんだという理解でいいんですか。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 今のお尋ねに関して、社会保障制度全般としての市長のコメントがございまして、社会保険制度としては自治事務でございまして、市の独自の考え方というのは当然入る余地はあるのかなと思つていますが、報酬制度とか、いわゆる収入構造に関しては、国が制度を設計する中で国、県、市という公費が入って、それから、2号保険料ですね、これも全国で徴収して市に歳入されるという話の中で、なかなか独自のいわゆる給付の設定というのはしづらいのかなと考へております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 独自の給付の設定じゃなくていいんです。独自の補助ですね、別枠の補助、例えば事務員が1人じゃあまりにも大変だから、特に月末の締め請求事務とか大変だから、例えばもう1人じゃあパートの社員でもいいので、人件費を補助しましょうとか、そういうことはできないのかということを知っているんです。

○副委員長（森本由美君） 長寿推進部長。

○長寿推進部長 先ほどの答弁の趣旨としましては、市単費での給付的なものはなかなか厳しいということで、今委員が御提案のような、先ほど皆さんからの意見がありましたように、今非常に事業者において大変厳しい状況で皆さん御苦勞されているということは、重々私たちが承知しておりますので、何かできる、支援をしていきたいという気持ちはあります。そういった中でどういったものができるかというのはまた日々声を聞きながら、先ほど1つ書類を減らすとか、いろいろ負担を軽くするようなことというのもありますし、DXなどのことで効率を上げるといったこともあります。また、先ほど御提案のように事務の補助というのがちょっと

こういった形ができるのかといった、いろいろそういった声を聞きながら、市としてできる取組につきましては今後も引き続き検討はしていきたいと思っておりますけれども、市単費での取組というのはなかなか難しいということで、国の補助などを活用しながらの支援策というのはいろいろ検討していきたいと考えております。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 税金の使い道というところが論点の基本になるんですが、それではお尋ねしますが、同じ公定価格で運営されている福祉施設あるいは福祉サービス事業者に対して、北九州市としては単独単費補助、助成はやらないというお考えでよろしいですか。

○副委員長（森本由美君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 介護保険制度という一つの枠組みの中での事業者の皆様への支援という形では、基本的にはその公的給付の中でということはあるんですが、それ以外にも全般、福祉サービスを提供されている事業者様全般に対して、それぞれ市の単独での事業ということで、補助を全くしないという考えはもちろんございませんので、そこは額としてはあまり大きなものは御用意できておりませんが、施設整備であったり運営の改善であったり、それこそ介護の分野であれば現場の効率化ということでのICTの導入であったり、そういったところで国の資金を活用しながらということもございしますが、全く市独自の支援を考えないというわけではございません。

ただ、今時点で今回のこの陳情にありますような賃金のアップですとか、それから、直接処遇改善に係る部分ということにつきましては、今回の国の経済対策での支援パッケージがまず国が決めていただきましたので、それが速やかに浸透するように、使っていただけるようにということの側面支援であったり、情報提供であったりということ、それから、国の資金が活用できれば、交付金であったり、そのあたりはできることはやっていこうと思っております。全く市の独自の支援を考えないというわけではありませんし、今回のやはりこのような非常に厳しい現場の状況というのをまた改めて聞かせていただいたところでは、さらにいろいろな御指摘をいただいておりますので、しっかりと考えていかなければならないなと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 局長、財政におられたんで、うまい答弁をされたなと思うんですが、実際に同じ公定価格で運営されている福祉施設に関しても、保育所、認定こども園に対しては市の単独で相当な項目の補助があっっていますよね。もちろん、直接処遇、職員に対して直接給料が上がるような補助じゃないにしても、それを負担軽減するための補助というのは当然、税金を預かる市としては、だってその方々だって税金を払っているわけですから、当然考えてあげないといけないと思っておりますので。局長が答弁したので、その局長の答弁にあまり言いたくないんだけど、国の経済対策、緊急経済対策は、それはそれとして、今日議論しているのは、ど

ちらかというとは北九州市の高齢化とか人口減少とか人材不足とか、その構造的な問題でありますので、経済対策による交付金で補助を出すとかということじゃなくて、いかに市が単独で、できれば補助金を出して現場の負担軽減とか、職員の確保に役立ってもらいたいと思うんですけど、そういったことを考えてくださいよと我々言っているんですよ。だから、市長がここホームページに書いている、今議長がおっしゃったように、ある意味介護の仕事に関して今日エキサイティングしているわけですよ。それは現場が悲鳴を上げているから、そういう意味では、たまたま市長が書いていることが当たっているなどは思うんです。

ついでに言わせてもらおうと、北九州市の介護を発信できるとか書いているけど、どこかの施設で、やれ赤ちゃんを何か介護現場に赤ちゃんを置いたら、それはそれで年長者が喜んだとか、言わせてもらおうと、介護現場はそういうことされると僕は迷惑だと思いますので、あまり宇宙人的なことを発信してほしくないなと思いますね。だから、こういうことを書いていると、いろんところで誤解が生じますんで、我々今この委員会では現実、極めて深刻な現実を論じていると、それに基づいて財政措置をしていただかないと、本当に破綻をしかけていますから、現場はですね。そこはもう2月定例会前で予算も大詰めというか、大体終わっているのかな、じゃあお聞きします。単独助成、補助ですね、あるいはお金を使わなくてもいいですよ。現場の負担軽減のためにどういった提案を、だから財政支出がなけりゃ、そうか、財政当局と議論することもないのか、新年度新しいこと考えていますか、負担軽減に関して。

○副委員長（森本由美君） 介護保険課長。

○介護保険課長 すみません。ちょっと今頭が真っ白になって申し訳ございません。例えば介護従事者の皆さんのうちケアマネ事業所とか施設のスタッフの方というのは、実際利用者の方の要介護認定の申請を代行しているというところがあるかと思います。そのために区役所にわざわざ行くというのが、結構な時間のロスになっているというのを聞いておりますので、オンライン申請の技術を使って、実際に事業所の中から申請が完結するようにそういった、そのノウハウをしっかりと実証するための予算などを来年計上しておりまして、数年かけて実用化して、ちょっと大きな風呂敷を広げると、市内の介護事業所の皆さんが希望すればもうオフィスから申請できるという、そういった状況をつくれればなと思っております。その第一歩として、そうですね。すみません。今予算要求中ですので、確定したらまた御説明するということになるかと思いますが、すみません。ちょっと私はちゃんと把握できておりませんで、そういったことを含めて実際の働き手の負担を軽減するというような、そういった考え方の事業なども考えております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） あまり次年度の予算を掘り下げてここで聞くわけにもいきませんから、そうはいつでも課長が今一生懸命御答弁いただいたというのは、介護保険課、保健福祉局の誠意のごくごく一部だと感じて、今日はこれで終わりたいと思います。

○副委員長（森本由美君）ほかにございませんね。

本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、ちょっと諮らせていただきたいんですが、もう2時間たって15時を過ぎております。休憩を入れようと思っておりますが、いかがでしょうか。入れてよろしいですかね。

そしたら15分間休憩をしたいと思います。再開は15時25分としたいと思います。

（休憩・再開）

○副委員長（森本由美君）再開します。

次に、陳情第65号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

本件について当局の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは、陳情第65号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてに関する当局の考え方を御説明いたします。

陳情項目のうち、まず、支援機関による身元引受制度、市営住宅入居時の創設につきましては、北九州市では令和2年4月から市営住宅等の入居の際、連帯保証人を不要として、緊急連絡先の届出をお願いしているとのことから、身元引受制度の必要性はないと考えております。

次に、ジョブコーチ、ソーシャルワーカー等による生活、就労支援を実施することに関しては、児童養護施設等で育った子供は、就職のため施設を退所し自立するに当たり、保護者などからの支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に突き当たることが多いと聞いております。そのため、北九州市では児童養護施設等の退所者で困難を抱える若者を支援する専用相談窓口、HANAS“YELL”を開設し、相談者の状況に応じて関係機関につなぐなど、必要な支援を行っているところでございます。例えば、住宅の確保に向けましては、HANAS“YELL”の職員が相談者と一緒に不動産会社を訪問し、低廉な単身者向け住宅や保証人不要の賃貸住宅への入居申込み等の支援を行っているところでございます。

このほかにも、それぞれの出身施設が定期的に連絡を取っており、早期離職した際には、就職活動のため確保している一時帰宅用の部屋に滞在させるなど、いつでも施設で受け入れ、相談に応じる体制を取りながら温かく見守っている、さらに、児童福祉法の改正により、児童養護施設等の対象者は、原則18歳、最長22歳で退所するという年齢制限が撤廃され、住居や生活支援等を行うことが可能となっており、現在市内の児童養護施設等においても受入れの準備を進めているところでございます。

今後とも児童養護施設等を退所した子供たちが安心して新たな進路に進めるよう、施設関係者や様々な支援機関との連携を図りながら、住宅の確保や就労に向けた支援を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（森本由美君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） この人数なんで、もう何かかんかんがくがくというような、僕の話し方ももちろんするつもりないんですよ。御答弁としては、こういう制度、こういう仕組みがありますよという今の課長の御答弁になるんだろうなと思うんですが、この方、児童養護施設を、要は社会的養護経験者なんですけど、要するに何が言いたいかということ、ここに書いてあるとおり、この方の陳情の項目がたまたま御本人の経験上こういう形にはなっていると思うんですけど、議論しないといけないのは、社会的養護経験者がいかに社会に出て自立できるか、きちっと社会で自分の足で歩んでいけるかということなんですよ。だから、御答弁はそういうふうになると思うんですけど、まず、お伺いしたいのが、ここに書かれてある、陳情の本文に書かれてあること、これがどこか箇所的に事実誤認があるのかどうかというのをまず確認させていただきたいということ、それから、実際にそれは施設でもそうですし、児童養護施設でもそうですし、ほかにも社会的養護の施設サービスがあると思うんですけど、実際にじゃあ一旦施設とか措置解除であったりとか、社会的養護から一旦は外れた子が、また援助を要することになって、本当に100%戻ってこれているかどうかということ、これが2つ目。

それと、3つ目ちょっとこれ大きくなるんですが、せんだって本会議で不登校の子が2,000人を下らないと、2,000人以上いるという教育長の答弁がありましたけど、たまたま社会的養護のセーフティーネットにかからなかった、ともすればセーフティーネットにかかった子よりもさらに厳しい環境にある子供、若者がこういった自立支援、本人に自立支援を希望する意図があるかないかも、その本人にそういった意識があるのかも分かんないんですけど、そういった子供、若者をきちっと支援できる体制がそもそも本市に備わっているかどうかなんですよ、議論すべきは。というこの3点をお伺いしたいと思います。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、陳情の中身についての事実誤認があるか、すみません。実際この陳情を出された方から、実際にお会いしたいということでお話は伺っております、事細かにこの方が、そのとおりの施設にいたかとか、こういう施設を出たとか、生活保護を受けたということについては確認はしておりませんが、書かれておりますように、退所後も非常に苦労されているということはお話を伺って認識しておりますので、細かい事実確認までは至っておりませんが、状況等についてはおおむねこのとおりでであろうというふうな認識は持っております。

それと、一旦出た子が100%戻ってこれるかというところについては、すみません。ちょっとそういう統計は取っていないのですけれども、先ほど御答弁申し上げたHANAS“YELL”などにもこういったお話をしたときには、なかなか一旦出てしまうと、別の形で支援を受けているということで、なかなかHANAS“YELL”に戻ってきて、また相談とかというケースもなかなかちょっとつかみづらいということでございますので、我々としてはそういう一度出て厳しいことに遭っている方が100%それに戻ってこれるかというところは、すみません。ちょっと統計としては持っていないというところでございます。

そういう支援をする場というか、施設といいますか、そういった機関につきましては、我々としてはまず児童養護施設なり自立援助ホームなどで社会的養護が必要な子をしっかり養育させていただいて、次のステップに移る段階に当たりましては、様々な支援策、退所するに当たっては就職の祝い金であるとか就職の支援金などを出して自立できるようなどということをしつかりやっております。

また、実際自立に当たっての悩み事については、先ほど申し上げましたHANAS“YELL”などでも幅広く相談を受けたりでありますとか、就労に関しても、例えばHANAS“YELL”であれば、HANAS“YELL”の上にもハローワークがありまして、すぐ職員と一緒に相談を受けてといったことで、就労支援をしております、よりテクニク的な面接の技術とか、履歴書の書き方などとかにつきましても、AIMにも若者ワークプラザとか、そういった施設のそういったところにつないだりということで、子ども家庭局だけでなく、もありますけれども、様々な局とも連携しながら支えていくということで、しっかり自立に向けて頑張っていこうということで考えております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 1つだけ嫌事というか、言わせてもらおうと、なぜここに児童相談所が同席されていないのかなと、そこは申し訳ないけど大きな疑問としてまず投げおきたいと思えます。それはもう御答弁はいいんですが。

肝腎要な施設を出た子も含めて、社会的養護経験者がいろんな事情で社会で挫折して再び公的な支援を必要としたときに、やはり大体そもそも家庭環境に恵まれていないんですから、帰る家があっても帰れないとかという子供も多いので、そこで、じゃあもともと自分が暮らした施設に戻ってこれるかというところで1つお聞きするのが、じゃあ確かに年齢制限が法律上、制度上はない、撤廃されていますが、例えば二十歳を超えた子、22歳を超えた子が施設に戻ってこれているかという、実績どれぐらいあります。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 出た子が戻ってきて、またその施設でというところの、すみません、その数字は持ってございません。申し訳ございません。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、先ほどの僕の発言に戻るんだけど、統計もお持ちじゃないし、恐らくないんだと思うんです。分かんないですよ。分かんないけど、多分戻ってくるのであれば、当然児童相談所を通じてか、子育て支援課把握しているんじゃないかなと思うんで、多分ないんだろかなと思うんです。そういった子供たち、若者がじゃあどうしているのかなというのは、物すごく大きな懸案事項だと思いますし、1人2人じゃないと思います。先ほどの御答弁にありました、施設を出ても連絡を取り合うというようなことは、それはやっていますよ。ただ、それがうまく、施設を出てからの職員と子供の連絡がちゃんと制度とか仕組みにフィードバックされるかというところなんですよ。僕はほとんどされていないと思うんです。

お聞きするんですが、児童養護施設に関して、どこの施設ももう一回ちょっと帰ってトレーニングを受けたいとか、社会に出るまで自立支援が必要だから、いていいよとなった場合に、各施設は、本当にウエルカムですか、その体制を含めて。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 一度出られてまた戻る、そして、入所するという形になろうかと思います。ですので、制度が撤廃されて、例えば20代後半の方が施設に戻って、もう一度ほかの児童たちと同じような児童養護施設で暮らすといったケースは、まだ発生はしていませんけれども、ただ、今先ほど御答弁申し上げましたように、年齢の制限が撤廃されてということで準備をしていると答弁しましたが、実際に今一部の児童養護施設では、委員がおっしゃられたように、出ていったけれども、ちょっと心配な子がいるので、その子はもう一度児童養護施設で受け入れるための体制整備、また、その施設の準備など今進めているというところは伺っておりますので、今後恐らく制限が撤廃されたということを広く伝える中で、恐らくこういった事例もどんどん出てくるかと思いますが、今一部の施設ではそういった準備も着々と進めているところであります。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） あまり激しいというか、議論はするつもりはありませんが、多分今課長がおっしゃったのは、そういう子がいるから、どこの施設か分かりませんが、その子のために体制を準備してという、個別具体的な対応、つまり、あまり言いたくないんだけど、ある意味対症療法的なところがあると思うんです。じゃなくて、私がお聞きしているし、訴えているのは、きちっと、例えば5人分、10人分じゃなくてもいいんですよ、1人でも2人でも、じゃあ帰っておいでってすぐ対応できる現場、そういったことが求められていると思うんです。

じゃあ、例えば児童養護施設が無理であればどこがあるのか、自立援助ホームも当然選択肢になると思うんですね。むしろ自立援助ホームのほうが僕は向いているんじゃないかなと思うんです。じゃあ、自立援助ホームは市内でもう十分足りているということを伺うんですが、そこはいかがですか。私はもう少しあるにこしたことはないんじゃないかなと思うんですけど。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 市内に今自立援助ホームにありましては6か所ございます。大体1施設6人ということで、定員が36という形になります。この6か所つくるということは、子どもプランの中で目標として、まず、北九州市内で6か所整備するというところでやっております、確かに時期によってはかなり定員を満たすような実態もありますし、入れ替わりもありますので、おおむね今のところ6か所ではないかなと思っております。

今後につきましては、年齢制限の撤廃とかはありまして、要は自立援助ホームと同じように20代を過ぎたような方も受け入れるということで、受入れも広がってきているという可能性もあるということでありますので、そういった施設の推移とかを見ながら、今後そういった定員をどう考えていくかというのは考えていきたいと思っております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 最近にはなかった自立援助ホームというのも、今市内にも整備が進んでいまして、今課長の答弁があったように6か所ございます。ただ、北九州市はほかの都市に比べますと児童養護施設が7施設ございまして、環境としては、受入れ体制としてはハードの面はまだほかの都市に比べると若干あるのかなと思っておりますので、様々な施設を活用しながら、そういった難しいお子様の受入れや成長や自立に向けた支援については総合的に考えていきたいなと思っております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） もちろん総合的にというところでお考えいただきたいんですが、とにかく児童相談所ともう日夜綿密に情報交換していただきたいんですよね。私が聞いている現場の状況とはちょっと違うような気がしますんで、だから、そこは常に大丈夫かな、受入れがちゃんとできるかなというところは考えていただきたいと思います。

すみません。この方がわざわざ議会に陳情を出されています。陳情者とお会いしないパターンも多いわけですが、陳情者とお会いしているというんで、どういった経緯で、あまり具体的な説明になるとちょっとデリケートな部分はあるんでしょうけど、ただ、やはりこの方が何歳ぐらいなのか分かりませんが、どういった経緯で本庁に来るのかな、大体児童相談所で止まるんじゃないかなと思うんだけど。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 陳情者について、先ほど会ったということにつきましては、陳情が出された後、我々に連絡がありまして、ぜひ会いたいということでありましたので、合わせていただいたというところがあります。そこでこういう文章に書かれているようなお話もいただいております。以上です。

○副委員長（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） それでも陳情を出されたということは、よほどこれまでいろんな経験をして、いろんな思いがあるのかなと思います。こういった方が例外中の例外と、非常にレアケー

スであるとは全く思いません。ぜひ現場の声はいつも聞かれているんでしょうけど、先ほどの陳情じゃない、現場の介護職員に対して何らかの財政支出をという全然スケールが違うわけですから、こちらのほうがぐっと小さいスケールじゃないですか。こういった子供たちにちゃんと受皿を準備しておくというのは、介護保険制度のでかい範囲のレベルじゃないんで、そこはぜひ現場をしっかり把握していただいて、柔軟に対応していただきたいと思います。もう今日は優しく終わりますんで、以上です。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） この陳情の中身を見て、ちょっと深刻だなと思ったのは、やっぱり住まいと仕事を同時に失うというようなことが起こっているということに非常にショックを受けました。こういう方々は社会的に非常に支援が必要な方々でしょう。そういった方々に対して本当に社会の支援が行き届いていないということを改めて実感した次第です。

先ほど説明の中で、かなり生活の困難な方もおられるみたいなことを言われたんですけど、実際例えば生活保護になったとかというような、そういった方々も実際おられるんですか。おられるんだったら、把握していたらどのぐらいおられるのか説明をお願いしたいと思います。

それと、住まいというところでの問題ですけども、市営住宅と書いてあるんですけど、その市営住宅の活用といいますか、今市営住宅は最上階、4階、5階はかなり空いていますよね。その辺の活用として、今市は企業の社宅として利用をするというようなことも出しておりますけども、むしろそういったところにこういう若い方々の入居の枠を設けるといいますか、そういったことも検討できないのかと思うんですけども、以上2点お願いします。

○副委員長（森本由美君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 社会的養護経験者で保護を受ける、すみません。そういう数というか、統計は取っておりませんが、HANAS “YELL” に相談に来る中で、やっぱりお金や家もない、友達もいないというようなかなり厳しい状況の方は区役所の保護課の窓口を御紹介、一緒についていったりとかして、相談に乗ってあげて、保護費が出れば住宅も確保できますので、そういった形につなげていくということでございますので、数としては申し訳ありません。ちょっときちんと今のところ把握しておりません。

あと、市営住宅の活用につきましては、入居対象は単身の高齢者の方とか、あと生活保護世帯とか一部子育て世帯とか新婚の世帯とか、そういったことに対象は広げている部分があるんですけども、この市営住宅の対象をどうするかというところは、申し訳ありません。都市整備局が所管になりますので、ちょっとそちらに御意見としてはお伝えしたいと思います。

ただ、市営住宅の活用というところはなかなかというところがあるんですが、今民間の賃貸住宅につきましては、そういう児童養護施設退所者を対象にした支援をする法人というのも出てきておりますので、HANAS “YELL” はそういったところも活用しながらということで支援をしているということでございます。以上です。

○副委員長（森本由美君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）かなり若くして生活困窮に陥っているというところでは、非常に希望が持てないような状況になっている方が本当にたくさんおられるというのが想像できるんですね。生活保護のことをちょっと聞いたんですけど、そういったことも抱えながら、相談にも来れない人というのかなりいそうな感じもしますね。私はだからこそ、所管じゃないんですけど、住まいというところでも最低限のことですから、こういったことはやっぱり行政としてしっかりカバーできるというような、そういった仕組みというのはぜひ前へ進めていくというところでは、子ども家庭局から強く要望してもらいたいと思っています。

いずれにいたしましても、こういう実態が放置されるということは甚だ遺憾なことですから、こちらのフォロー体制もしっかりと寄り添った体制をつくっていくことが求められていると思いますので、ぜひその辺のこともお願いして、私の質問を終わります。

○副委員長（森本由美君）ほかにございませつか。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）私から、お二人の委員にちょっと関連はするんですけど、この陳情だけでなく、やっぱり生きづらさを感じている若者たちの支援、伴走的支援って言葉で言ったら簡単なんですけど、じゃあどこが伴走するのという話になると思うんですけど、ある程度仕組みにならないと、誰が、2つ目の陳情にもあるように、ソーシャルワークを継続してやっていくのかみたいなのは、今伊藤委員も言われましたけど、そこから生活保護だったり、生活困窮に陥らないためには何らかの救いの手というか、逃げ場というか、ソーシャルワークをしてくれる人というのが必要なんじゃないかなと本当に思うんですね。

まず、私は最初にこの陳情を見たときに、市営住宅に入ることはできるんですよね。ちょっとそこだけ、この方の状況で市営住宅に入ることはできる、申込みはできるんですか。

○副委員長（森本由美君）子育て支援課長。

○子育て支援課長 恐らくこの方はまだ若い方なので、恐らく単身で若い世代の入居というのは認められていないと思われまつか。

○副委員長（森本由美君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）多分お金もそんなになくて、今民間のっておっしゃいましたけど、それだけの家賃を払って仕事もない中で生活していくのはすごい大変とかというときに、今伊藤委員もおっしゃいましたけど、そこは何か市長が年頭の挨拶でもおっしゃった、一步はみ出して、そこは住宅部門だからじゃなくて、市役所がチームとして考えていこうみたいな、ですから、住むところ、食べるもの、それから、収入というのを確保してあげて、最低と言ったらちょっとあれですけど、そこを困窮しないようにというのは局を超えて考えていって、それは児童養護施設の退所者だけじゃなくて、やっぱりいいですよというところに若者で生活困窮というか、住むところに困っている人は市営住宅が空いて、今おっしゃったように、市営住宅の4階、5階、空いているところにどうぞみたいな、何かそんな仕組みができたりとかして、あ

とはソーシャルワークをどこがするのか。

なぜこの質問をしたかという、例えば特別支援学校を卒業して働きますよね、就労支援とかで働くと、学校の先生がそれは仕組みとして定期的にその事業所を訪ねて、どうですかという状況確認をする、うちにも来られますけど、という仕組みがあるんですよ。なので、さっき西田委員がおっしゃったように、何か仕組みにしないと、善意だったりとか、何か心配だとかということだと漏れていく人がいると思うので、ぜひ検討されて、どこがどう伴走的支援をしていくのがいいのかとかというのは、何か北九州方式とかでできたらいいなと思います。これは要望で終わります。

○副委員長（森本由美君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ほかになければ、以上で陳情の審査を終わります。

本日は以上で閉会します。

保健福祉子ども委員会 副委員長 森本由美 ㊟